

白岡市指定排水設備工事店の 申請事務に係る御案内

新規指定の申請と各種届出について

令和7年4月1日

白岡市上下水道部上下水道課

【目次】

1	新規に指定を申請する皆様へ	1
2	新規申請の指定の有効期間	3
3	指定事項の変更の届出	4
4	指定工事店証の再交付の申請	5
6	申請書と各届出の記入例	6

申請・届出の受付場所と問合せ先

(担当) 白岡市上下水道部上下水道課 管理担当

(住所) 〒349-0213

白岡市高岩 2 2 1 1 番地 (高岩浄水場)

TEL 0480-92-1645

営業時間 午前8:30～午後5:15

(土日、祝日、年末年始を除く。)

※ 申請・届出は、窓口で随時受け付けています。

郵送等での受付は行っていませんので、必ず窓口までお越しく下さい。

なお、遠方等など諸事情によりやむを得ない場合については、担当へ御相談ください。

(注) 本文での用語の定義は、以下のとおりとします。

- 1 「条例」とは、白岡市下水道条例をいう。
- 2 「規程」とは、白岡市指定排水設備工事店規程をいう。
- 3 「指定工事店」とは、指定排水設備工事店をいう。
- 4 「排水設備」とは、公共下水道又は農業集落排水施設に接続して、私人の設ける汚水及び雑排水を排除するための排水管をいう。
- 5 「責任技術者」とは、排水設備工事責任技術者をいう。
- 6 「指定工事店証」とは、指定排水設備工事店証をいう。

1 新規に指定を申請する皆様へ

1 指定工事店とは？

指定工事店とは、管理者（白岡市長）から、公共下水道の供用が開始された場合における排水区域内及び農業集落排水事業の事業採択区域内において、下水道に関する法令、条例及び企業管理規程の定めるところにより、適正な排水設備等の新設等の工事を行うことができるものと認められ、その指定を受けたものをいいます。

本市では、公共下水道の排水区域内及び農業集落排水事業の事業採択区域内において、排水設備等の新設等の工事を施行しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

2 新規の申請について

(1) 指定の申請（受付期間と事務処理にかかる期間）

受付期間 ⇒ 指定の新規申請については、随時受け付けています。

受付時間 ⇒ 午前 8：30 ～ 午後 5：15（土日、祝日、年末年始を除く。）

指定工事店証の交付 ⇒ 受付日からおおむね 2 週間程度（提出書類等の不備等がない場合）
詳しい日程は、受付窓口に御確認ください。

(2) 指定の基準（条例第 10 条）

- ① 埼玉県内に営業所があること。
- ② 営業所ごとに、責任技術者を選任していること。ただし、埼玉県内の他の営業所について兼任することを妨げない。
- ③ 排水設備等の新設等の工事の施工に必要な機械器具を有していること。

- ① 排水設備工事に使用する測量用の機械器具（例：水平器、スタッフ）
 - ② 排水設備工事に使用する土木用の機械器具（例：バックホウ、スコップ）
 - ③ 排水設備工事に使用する保安用の機械器具（例：バリケード、カラーコーン）
 - ④ その他排水設備工事に使用する配管用の機械器具（例：塩ビのこ）
- ※上記機械器具のうち、借用できるものは、借用をもって有するものとみなす。

- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 条例第 13 条の規定により指定工事店としての指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 条例第 18 条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 指定を受けるための手続（規程第3条）

【申請に必要なもの】

① 申請書類 1部

白岡市指定排水設備工事店（新規・更新）指定申請書（規程様式第1号）

② 添付書類 各1部

ア （個人）発行日から3か月以内の住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し

イ （法人）定款又は寄附行為の写し及び発行日から3か月以内の登記事項証明書

ウ 発行日から3か月以内の身分証明書又は誓約書（規程様式第2号）

※ 身分証明書は、本籍地である区市町村の市民課等で発行してもらえます。

エ 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（規程様式第3号）

オ 選任責任技術者名簿（新規・解除）（規程様式第4号）、責任技術者証の写し及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類

カ 責任技術者との雇用関係を確認できる書類

（例：健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し等）

キ 機械器具調書（規程様式第5号）並びに機械器具及びその数量を有することが確認できる写真

※ 1ページの1-2(2)③を参照の上、作成してください。

ク 納税証明書（前事業年度のもの）

※ 個人の場合は市町村民税、法人の場合は法人市町村民税

申請書類に必要な事項を記入の上、添付書類を添えて申請をしてください。

申請書類は、市公式ホームページからダウンロードするか、上下水道課窓口で配布しています。

(4) 指定までの流れ

申請書の提出 ⇒ 条例及び規程に基づき管理者（白岡市長）に申請します。

申請書の受付 ⇒ 書類の不備・不足はないかを確認します。

手数料の納付 ⇒ 指定排水設備工事店指定手数料を納入します。

1件につき 20,000円

（条例第46条第1項第1号）

審査 ⇒ 指定の基準を満たしているか審査します。

指定 ⇒ 指定の要件を満たしていれば、指定となります。

指定工事店証 ⇒ 指定工事店証を交付します。

公表 ⇒ 指定工事店として指定されたことを公表します。

（規程第13条第1項）

(5) 申請書の記入に係る諸注意

《白岡市指定排水設備工事店（新規・更新）指定申請書（規程様式第1号）》

- ① 日付は、申請書を提出する日を記入してください。
- ② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

- ア 「住所又は所在地」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所（所在地）を記入します。
- イ 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。
- ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の役職及び氏名を記入します。

【個人の場合】

- ア 「住所又は所在地」の欄には、住民票の住所を記入します。
 - イ 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。
 - ウ 「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。
- ③ 営業所所在地は、埼玉県内の営業所のものを記入してください。

《選任責任技術者名簿（新規・解除）（規程様式第4号）》

- ① 指定（登録）番号は、空欄のまま提出してください。
- ② 登録番号は、各市町村組合で発行している排水設備工事責任技術者証に記載されているものを記入してください。

《機械器具調書（規程様式第5号）》

機械器具調書（規程様式第5号）を作成の上、機械器具及びその数量が確認できる写真を添付してください。

2 新規申請の指定の有効期間

指定の有効期間について

現在、指定の有効期間は、令和8年11月20日までとなります。交付される指定工事店証に有効期間が記載されますので、確認してください。

なお、更新の手続については、有効期間の満了が近くなりましたら、白岡市から更新のお知らせ通知を送付しますので、所定の手続を行うようお願いします。

3 指定事項の変更の届出

指定事項の変更の届出について（規程第7条）

指定工事店は、組織、代表者、商号、移転、住居表示等の登録の内容に変更があったときは、管理者（白岡市長）に変更届を提出しなければならないと定めています。

(1) 指定事項の変更の届出

【届出に必要なもの】

① 届出書 1部

白岡市指定排水設備工事店変更届（規程様式第9号）

② 添付書類 各1部

添付書類は、異動事項により異なりますので、次の表を参考の上、添付書類を用意してください。

異動事項	添付書類
商号 (組織)	1 登記事項証明書（法人のみ） 2 指定工事店証（原本） 3 選任責任技術者名簿（新規・解除）（規程様式第4号）
氏名 (代表者)	1 登記事項証明書（法人のみ） 2 指定工事店証（原本）
責任技術者	1 選任責任技術者名簿（新規・解除）（規程様式第4号） 2 責任技術者証の写し 3 他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類
住居表示	1 発行日から3月以内の住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し 2 住居表示変更通知書（登記事項証明書でも可） 3 指定工事店証（原本）
電話番号	なし
営業所移転	1 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（規程様式第3号） 2 登記事項証明書（法人のみ） 3 指定工事店証（原本） 4 固定資産物件証明書（建物の登記事項証明書でも可）又は賃貸借契約書の写し
営業所 (仮)移転	1 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（規程様式第3号） 2 固定資産物件証明書（建物の登記事項証明書でも可）又は賃貸借契約書の写し

(2) 届出の記入に係る諸注意

① 日付は、届出を提出する日を記入してください。

② 各異動事項に対する「新」の欄に異動後のものを、「旧」の欄に異動前のものを記入してください。

4 指定工事店証の再交付の申請

指定工事店証の再交付について（規程第4条第3項）

指定工事店は、「指定工事店証を滅失し、汚損し、又は毀損したときは、直ちに様式第7号の白岡市指定排水設備工事店証再交付申請書を管理者（白岡市長）に提出し、再交付を受けなければならない。」と定めています。

指定工事店証の再交付の手続（規程第4条第3項）

【届出に必要なもの】

- ① 申請書類 1部
白岡市指定排水設備工事店証再交付申請書（規程様式第7号） 1部

- ② 添付書類
指定工事店証（原本）（毀損した場合）

5 申請書と各届出の記入例

様式第1号（第3条関係）

白岡市指定排水設備工事店（新規・更新）指定申請書

提出する日を記入してください。

年 月 日

（宛先）白岡市長

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

新規又は更新にチェックしてください。

白岡市指定排水設備工事店の指定を受けたいので、白岡市指定排水設備工事店規程第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
フリガナ	
商号又は名称	
フリガナ	埼玉県内の営業所の所在地を記入してください。
代表者氏名	
営業所所在地	電話番号
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人にあつては、発行日から3月以内の住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し 2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び発行日から3月以内の登記事項証明書 3 白岡市下水道条例第10条第4号アからオまで（法人にあつては、イ、エ及びカ）のいずれかに該当しない者であることを証する書類又は様式第2号の誓約書 4 様式第3号の営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 5 様式第4号の選任責任技術者名簿（新規・解除）及び責任技術者証の写し並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類 6 様式第5号の機械器具調書 7 納税証明書（個人の場合は市区町村民税、法人の場合は法人市区町村民税）
備考	

誓 約 書

白岡市指定排水設備工事店指定申請者（及びその役員）は、白岡市下水道条例第10条第4号アからオまで（法人の場合は、イ、エ及びカ）のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

提出する日を記入してください。

年 月 日

住所又は所在地

申請者

氏名又は名称

代表者氏名

（宛先）白岡市長

記入例

※白岡市下水道条例第10条第4号

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第13条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 第18条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図	
平面図	面積 m^2
付近見取図	線 駅下車 バス・徒歩 分

記入例

欄内に記入が困難な場合は、「別添のとおり」と記入し、別に地図等を添付してください。

- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚添付すること。
2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

年 月 日

提出する日を記入してください。

選任責任技術者名簿（新規・解除）

（宛先）白岡市長

空欄のまま提出してください。

指定（登録）番号 第 号
 営業所所在地
 商号又は名称
 代表者氏名
 電話番号

フリガナ 選任者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

新規又は解除と記入してください。

【添付書類】

- 1 責任技術者証の写し
- 2 他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類
- 3 雇用関係を証する次のいずれかの書類
 - 組合健康保険被保険者証、全国健康保険協会健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険を除く。）の写し
 - 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
 - 賃金台帳の写し
 - 源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

機械器具調書

提出する日を記入してください。

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
記入例				

（注）種別の欄には、「測量用の機械器具」、「土木用の機械器具」、「保安用の機械器具」、「配管用の機械器具」の別に記入すること。

【添付書類】

この調書に記入した機械器具及びその数量を有することが確認できる写真

提出する日を記入してください。

年 月 日

白岡市指定排水設備工事店証再交付申請書

（宛先）白岡市長

白岡市指定排水設備工事店証の再交付を受けたいので、白岡市指定排水設備工事店規程第4条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

申請者	指 定 番 号	第 号
	フリガナ	
	指定工事店名 （商号）	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	営業所所在地	電話番号

指定工事店証に記載のある番号を記入してください。

【理由及び経過説明】

再交付申請の理由を記入してください。

【添付書類】

白岡市指定排水設備工事店証（毀損した場合）

提出する日を記入してください。

年 月 日

白岡市指定排水設備工事店変更届

(宛先) 白岡市長

指定工事店証に記載のある番号
を記入してください。

指 定 番 号 第 号
指 定 工 事 店 (商 号)
代 表 者 氏 名

白岡市指定排水設備工事店の登録の内容に変更がありましたので、白岡市指定排水設備工事店規程第7条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

異 動 事 項	新	旧
フリガナ		
商号(組織)		
【添付書類】 登記事項証明書(法人のみ)、白岡市指定排水設備工事店証及び様式第4号の選任責任技術者名簿(新規・解除)		
フリガナ		
氏名(代表者)		
【添付書類】 登記事項証明書(法人のみ)及び白岡市指定排水設備工事店証		
責任技術者の変更		
【添付書類】 様式第4号の選任責任技術者名簿(新規・解除)、責任技術者証の写し及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を証する書類		
住居表示の変更		
【添付書類】 発行日から3月以内の住民票の写し又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し、住居表示変更通知書(登記事項証明書でも可)及び白岡市指定排水設備工事店証		
電話番号		
営業所移転		
【添付書類】 様式第3号の営業所の平面図及び写真並びに付近見取図、登記事項証明書(法人のみ)、白岡市指定排水設備工事店証及び固定資産物件証明書(建物の登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の写し		
営業所(仮)移転		
【添付書類】 様式第3号の営業所の平面図及び写真並びに付近見取図及び固定資産物件証明書(建物の登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の写し		
備考		